

令和 6 年 4 月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者の誤り（1 件）

- 生活習慣病予防健診の費用補助を受けるために必要な受診券について、被保険者様が所属する A 船舶所有者様とは別の B 船舶所有者様に送付したため、当該被保険者様の個人情報が漏洩したことが、令和 6 年 4 月 22 日に B 船舶所有者様からのご連絡により判明しました。

本件は、委託先における封入物のチェックが不十分であったことが原因です。

ご連絡をいただいた B 船舶所有者様を訪問し、お詫びの上、誤って届いた受診券を回収しました。その後、A 船舶所有者様を訪問し、当該事案を説明の上、受診券をお渡しするとともにお詫びしご了承をいただきました。

再発防止策として、委託先に対し封入物のチェック体制を強化するよう指導し、チェック工程を追加することとしました。

確認事項の見誤り（1 件）

- すでにお支払い済みの出産育児一時金について、過払いとなっていたことが令和 6 年 4 月 25 日に判明しました。

医療機関が発行した領収明細書に記載がある出産費用の自己負担分を見誤って出産育児一時金差額支給額を決定したことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、過払いとなった出産育児一時金については返納していただくことについて了承いただきました。

再発防止策として、出産育児一時金の審査の際に注意すべきポイントを改めて整理のうえ担当グループ内に周知しました。